



番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事  
指定都市の長

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度地域自主戦略交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

1 施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入  
控除税額（要交付金等返還相当額）

金 円

4 添付書類

- (1) 設置主体から都道府県(指定都市)へ提出された消費税仕入控除税額報告書副本
- (2) 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

別添1

地域自主戦略交付金における大規模修繕等の取扱いについて

1 対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替	① 狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(5) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(6) 介護用リフト等特殊付帯工事	既存施設について別添7「地域自主戦略交付金における介護用リフト等特殊付帯工事の取扱いについて」2により建物に固定して一体的に整備する工事
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 地震防災対策上必要な補強改修工事 ③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備
(8) 生産設備近代化整備	既存施設について別添8「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」により建物に固定して一体的な設備を更新するための工事